平成３０年（フ）第２３６８号
大阪府八尾市老原１丁目117番地エクセレント老原Ｂ―208号
債務者　竹本　　理
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４０５号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目10番34号
債務者　牧野　輝子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４１０号
大阪市平野区背戸口４丁目11番12号　206
債務者　家村　正彦
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４３１号
大阪市城東区今福西３丁目１番７―401号
債務者　梅原　慎也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４３７号
大阪府門真市常称寺町15番２号、前住所大阪府門真市常称寺町５番３号
債務者　増田　孝子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４４５号
大阪府東大阪市岸田堂南町３番５号
債務者　林順子こと　林　　栄順
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４５３号
大阪府茨木市豊川５丁目１番２―403号
債務者　新井晃こと　朴　　晃
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４５４号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目４番15号　グランルー　203号
債務者　髙﨑　雅子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１号
奈良市七条１丁目４番７―４号
債務者　幾島　由美
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２３号
香川県東かがわ市三本松756番地
債務者　滝川　義夫
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４０号
香川県高松市東山崎町514番地　市住Ａ31
債務者　西川　長利
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６３号
長崎県諫早市多良見町西園481番地11　西園住宅Ｃ棟202号、前住所山口県周南市羽島２丁目11番９―202号
債務者　江﨑　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
長崎県大村市諏訪２丁目534番地７
債務者　山下裕一郎
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
岐阜市須賀２丁目２番18―103号　（サンライト浅野）
債務者　栗田　秀子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１９３号
岐阜県瑞穂市本田108番地３
債務者　高木　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
熊本県荒尾市川登1863番地408
債務者　島川　邦子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第３１号
熊本県玉名郡南関町大字小原2288番地　小原団地801
債務者　上田　美保
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部